

法人 J A ネットバンク利用規定の一部改正について
(2025年10月1日実施)

(下線部分は改正部分を示す。)

改正	現行
第1章 総則 第1条 法人 JA ネットバンク 1 サービス内容 ～ (省略) 3 利用時間 4 月額利用料 (1) ～ (省略) (2) <u>(3) 月中に本サービス利用の契約が解約された場合でも、設定した月額利用料(全額)を徴収します。(日割り計算は行いません。)</u> 第2条 利用資格 1 本サービスの利用申込者 (以下「利用申込者」といいます。) は、次の<u>場合</u>に該当する方とします。 (1) ～ (省略) (3) 2 (省略) 第3条 反社会勢力との取引拒絶 本サービスは、第12条3 (9) アからカおよび (10) アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条3 (9) アからカおよび (10) アからオの一つにでも該当する場合には、当会は本サービスの利用申込をお断りするものとします。 第4条 リスクの承諾 ～ (省略) 第11条 契約者からの解約 第12条 当会からの解約	第1章 総則 第1条 法人 JA ネットバンク 1 サービス内容 ～ (省略) 3 利用時間 4 月額利用料 (1) ～ (省略) (2) (追加) 第2条 利用資格 1 本サービスの利用申込者 (以下「利用申込者」といいます。) は、次の<u>各号全て</u>に該当する方とします。 (1) ～ (省略) (3) 2 (省略) 第3条 反社会勢力との取引拒絶 本サービスは、第12条3 (10) アからカおよび (11) アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条3 (10) アからカおよび (11) アからオの一つにでも該当する場合には、当会は本サービスの利用申込をお断りするものとします。 第4条 リスクの承諾 ～ (省略) 第11条 契約者からの解約 第12条 当会からの解約

改正	現行
1 ～ (省略) 2 3 契約者に次の<u>場合</u>の事由が<u>一</u>つでも生じたときは、当会は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当会に対する届出住所に対し、当会が解約通知を発送したときに生じるものとします。 (1) ～ (省略) (7) (削除) <u>(8) 本利用規定及び取引約定に違反したと当会が認めたとき</u> <u>(9) 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> ア 暴力団 イ 暴力団員 ウ 暴力団準構成員 エ 暴力団関係企業 オ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 カ その他前各号に準ずる者 <u>(10) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> ア 暴力的な要求 イ 法的な責任を超えた不当な要求行為 ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 エ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 オ その他前各号に準ずる行為 <u>カ 契約者・当会間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当会が認める行為</u> <u>(11) 本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当会が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当会が判断した場合</u>	1 ～ (省略) 2 3 契約者に次の<u>各号</u>の事由が<u>1</u>つでも生じたときは、当会は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当会に対する届出住所に対し、当会が解約通知を発送したときに生じるものとします。 (1) ～ (省略) (7) <u>(8) 当会への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき</u> <u>(9) 本利用規定及び取引約定に違反したと当会が認めたとき</u> <u>(10) 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> ア 暴力団 イ 暴力団員 ウ 暴力団準構成員 エ 暴力団関係企業 オ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 カ その他前各号に準ずる者 <u>(11) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> ア 暴力的な要求 イ 法的な責任を超えた不当な要求行為 ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 エ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 オ その他前各号に準ずる行為 (追加) (追加)

改正	現行
(12) 契約者が<u>当会に届け出た事項の全部、または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合、またはそれらの疑いがあると当会が判断した場合</u> (13) <u>契約者が当会に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません。）の全部、または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当会が判断した場合</u> (14) <u>当会が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合</u> (15) <u>その他、当会がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき</u> (削除) <u>4 当会は、本条3の場合の事由が一つでも生じた場合や、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当会はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。</u> 第13条 解約時のその他留意事項 ～（省略） 第16条 サービスの追加・廃止 第17条 届出事項の変更（電子証明書を含<u>みます。</u>） 1 ～（省略） 3 第18条 移管 ～（省略）	(12) 契約者・当会<u>間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生</u>したと当会が<u>認めたとき</u> (追加) (追加) <u>(13) その他、当会がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき</u> <u>当会は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当会はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。</u> (追加) 第13条 解約時のその他留意事項 ～（省略） 第16条 サービスの追加・廃止 第17条 届出事項の変更（電子証明書を含<u>む。</u>） 1 ～（省略） 3 第18条 移管 ～（省略）

改正	現行
第19条 免責条項等 第20条 不正な払戻しへの対応 1 盗取されたパスワード等を用いて第三者が契約者になりすまして本サービスを不正使用したことにより行われた取引（以下「不正な払戻し」といいます。）により生じた損害について、次の場合のすべてに該当する場合、契約者は当会に対して当会所定の補償限度額の範囲内で本条第2項に定める補償の請求を申し出ることができます。 (1) ～（省略） (6) 2 ～（省略） 8 第21条 通知手段 ～（省略） 第27条 準拠法・合意管轄 第2章 照会・振込サービス 第28条 照会機能（省略） 第29条 振込・振替機能 1 内容 ～（省略） 8 振込資金の返却 9 依頼内容の訂正、組戻し (1)（省略） (2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻し手続を行う場合、本条第2項の振込手数料等相当額は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。	第19条 免責条項等 第20条 不正な払戻しへの対応 1 盗取されたパスワード等を用いて第三者が契約者になりすまして本サービスを不正使用したことにより行われた取引（以下「不正な払戻し」といいます。）により生じた損害について、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当会に対して当会所定の補償限度額の範囲内で本条第2項に定める補償の請求を申し出ることができます。 (1) ～（省略） (6) 2 ～（省略） 8 第21条 通知手段 ～（省略） 第27条 準拠法・合意管轄 第2章 照会・振込サービス 第28条 照会機能（省略） 第29条 振込・振替機能 1 内容 ～（省略） 8 振込資金の返却 9 依頼内容の訂正、組戻し (1)（省略） (2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻し手続を行う場合、本条第2項の振込手数料等相当額は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。

改正	現行
ア ～（省略） イ ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 （３） ～（省略） （４） 第３章 収納サービス 第３０条 収納サービス（省略） 第４章 伝送サービス 第３１条 伝送サービス ～（省略） 第３５条 給与振込・賞与振込 第３６条 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定 １ ～（省略） ３ ４ 振込先（口座振込を除<u>きます</u>。）として指定できる取扱店は、原則、当会本店および全銀内国為替制度に加盟している当会以外の金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座（以下、「振込指定口座」といいます。）は当会所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合の本支店とします。 ５ ～（省略） １１	ア ～（省略） イ ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。<u>自己宛小切手または</u>現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 （３） ～（省略） （４） 第３章 収納サービス 第３０条 収納サービス（省略） 第４章 伝送サービス 第３１条 伝送サービス ～（省略） 第３５条 給与振込・賞与振込 第３６条 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定 １ ～（省略） ３ ４ 振込先（口座振込を除<u>く</u>。）として指定できる取扱店は、原則、当会本店および全銀内国為替制度に加盟している当会以外の金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座（以下、「振込指定口座」といいます。）は当会所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合の本支店とします。 ５ ～（省略） １１

改正	現行
1 2 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除<u>きます</u>。） （1）（省略） （2）振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻しを行う場合、本条第1項の伝送振込手数料等相当額は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。 ア ～（省略） イ ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 （3）（省略） (以下省略)	1 2 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除<u>く</u>。） （1）（省略） （2）振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻しを行う場合、本条第1項の伝送振込手数料等相当額は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。 ア ～（省略） イ ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。<u>自己宛小切手または</u>現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 （3）（省略） (以下省略)